

1/4以上 3/4未満 1/4月給=50分。
 3/4以上 1/4月給=60分。
 準組合員ヲ解雇、時、外=30日分ヲ
 支給スル。

5. 帰国旅費
 妻帯者 50日。 独身者 35日。
 6. 転居又ハ退社、都合上 不仕得シハ、
 退社、時、上、半額。
 高準組合員ハ、第5項ヲ適用シ、
 手当ヲ支給セリケル。

7. 右事項、解雇迄ヲ末、11月4日ニ
 止セリケル。 上 (修正案有累)

要 求 案 10. 10. 24.
日本電報株式會社

1. 常備工資 足割、値上ヲ為スル。
2. 請員工資 / 割、値上ヲ為スル。
3. 当分、办公用品ハ、一人ニ休メ / 3月 / 10日ヲ給スル。
4. 機械設備ヲ完全ニスル。
5. 離役人先ヲ増員スル。
6. 退職手当ニ付、自己、都合ニ依
 リ退職スルニ依リ、會社、都合ニ依
 リ、解雇、場合ハ、各種、手当ヲ支
 給スル。

解 決 案 10. 10. 25.

會社側ヨリ能ク結果
 要求全部 撤回 無事解決。